

審 第 1 9 9 3 号
答 申 第 5 8 4 号
令和 4 年 1 0 月 1 8 日

千葉県公安委員会

委員長 秋 口 守 國 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 3 年 4 月 1 5 日 付 け 公 委（警） 発 第 6 5 3 号 による 下 記 の 諮 問 について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 1 1 4 6 号

令和 3 年 2 月 1 日 付 け で 審 査 請 求 人 から 提 起 さ れ た、令 和 3 年 1 月 2 2 日 付 け 警 発 第 1 0 6 号 で 行 っ た 行 政 文 書 部 分 開 示 決 定 に 係 る 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 に つ い て

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、別表に掲げる行政文書について、開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年1月15日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「行政手続法第4章の2の処分等の申出について申出書の收受先・收受印等取扱い事務について決めた書類の決裁書（添付書類含む）」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「千葉県警察の文書に関する訓令」の制定について（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、同月22日付け警発第106号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年2月1日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和3年1月22日付け警発第106号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分を取消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

対象文書でない行政文書を特定した。

3 反論書の要旨

- (1) 開示を求めたのは「行政手続法第4章の2の処分等の申出書の收受先・收受印等取扱い事務について決めた書類の決裁書(添付書類含む)」であり、同申出書の回答期限については同法で定めていない。現在市原警察署に同申出書を提出したが、(取消の処分を求めたが)、取消されず処分を根拠に(道路交通法の道路使用許可のままなので)道路の自費工事が続けられている。(県道〇〇〇〇の三叉路交差点の工事がされている。)
- (2) 処分を取消さないなら、きちんと回答がされるべきところ、工事完了後に処分を取消さないまま放置するのが明らかである。(取消した場合、工事前に原状回復しなければならないからである。)
- (3) 同法の外部通報に対して放置するのは、同法で第4章の2の追加の趣旨を逸脱することを警察が公認したことになる。本来同法改正に合わせて、その取扱いの対応をすべきところ、不作為があった事実を隠すのは許されない。
- (4) 警察が率先して違法行為(行政処分)をしてよい訳がない。
- (5) 対象でない行政文書を特定し問題の先延しは認められない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件対象文書の特定

千葉県警察の文書に関する訓令(平成20年本部訓令第22号。以下「訓令」という。)第1条は、「この訓令は、千葉県警察における行政文書の管理及び取扱いに関し、法令その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」と規定する。千葉県警察では、行政手続法に基づく処分等の求めに係る申出書を受理した場合、同申出書は、訓令第2条第1号に規定する行政文書に該当するため、訓令に基づき收受することとなる。そして、同申出書の收受に関し、訓令のほかに定めた規定は存在しないことから、訓令の制定等に関する行政文書を本件対象文書と特定したことに誤りはない。

2 起案用紙(本部長決裁用)の「決裁」欄の係長以下の印影及び「所属・職・氏名」欄の氏名

「警察職員であって規則で定めるものの氏名」について、千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則(平成17年千葉県規則第66号。以下「規則」という。)では第1号「警部補以下の階級にある警察官」及び第2号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定してい

る。

起案用紙（本部長決裁用）の「決裁」欄の係長以下の印影及び「所属・職・氏名」欄の氏名は、規則第1号及び第2号に規定する職員の氏名に該当し、また、条例第8条第2号ただし書の不開示情報の例外として規定している情報には該当しないことから、当該印影及び氏名を不開示とした本件決定に誤りはない。

3 起案用紙（本部長決裁用）の「所属・職・氏名」欄の電話番号

同条第6号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、同種のものが反復されるような事務又は事業であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと解されている。

起案用紙（本部長決裁用）の「所属・職・氏名」欄の電話番号について検討するに、警察電話を用いて他所属又は他系の担当者等と警察業務に関して連絡調整を図ることは、「同種のものが反復されるような事務」に該当する。警察電話の内線番号は一般に公表されておらず、公にすることにより、当該内線番号の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察通信の正常かつ能率的な運営及び業務の円滑な遂行に支障を来すおそれがあることは明らかであり、同号に該当することから、当該電話番号を不開示とした本件決定に誤りはない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、訓令を制定するための起案文書であり、起案用紙（本部長決裁用）、千葉県警察の文書に関する訓令の制定について及び千葉県警察の文書に関する訓令（案）で構成されている。

2 本件決定

実施機関は、本件対象文書に記載されている情報のうち、起案用紙（本部長決裁用）における決裁の欄における係長以下の印影及び所属・職・氏名の欄に記載されている氏名を、条例第8条第2号に該当するとして、同欄に記載されている電話番号を同条第6号に該当するとして、それぞれ不開示とした。

(1) 印影及び氏名について

当該印影及び氏名は、警察職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができるものと認められ、同号本文に該当するが、印影については決裁の欄に記載されており、氏名については本件対象文書を起案した担当者として記載されていることから、同号ハに規定する公務員における職務の遂行に係る情報であると認められる。

しかしながら、当該警察職員は、それぞれ警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の職員であることから、当該印影及び氏名は、同号ハ及び規則第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 電話番号について

当該電話番号は、各警察機関で使用されている内線番号であり、一般に内線番号は、その組織間で連絡を効率的に取り合うために利用されるものであることから、これを公にすると、いたずら、偽計等に使用されることも否定できず業務に支障が生じるなど、当該警察機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該電話番号は、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件対象文書の特定

審査請求人は、本件決定について、上記第3 2のとおり主張する。これに対して、実施機関は、本件対象文書の特定について、上記第4 1のとおり本件請求に係る行政文書として、本件対象文書を特定し本件決定を行った。そこで、実施機関の本件請求に係る行政文書の保有について、次のとおり検討する。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、本件請求に係る行政文書開示請求書の記載等から、審査請求人は、処分等の求めに係る申出書の收受先、收受印等收受の取扱い事務について規定した経緯の分かる行政文書の開示を求めているものと判断したと説明する。

しかしながら、当該請求書には、上記第2 2のとおり記載されており、收受の取扱い事務のみならず、当該申出書の管理及び取扱いについて規定した行政文書の開示を求めていると解される。

そこで、当審査会が、実施機関に当該行政文書について再度探索を求めたところ、別表に掲げる行政文書がそれぞれ確認された。

別表の番号1から15までは、訓令の改正に係る起案文書であり、別表の番号16から18までは、訓令に係る運用の通知を改正する起案文書である。また、別表の番号19は、上記第2 2の「行政手続法第4章の2」に基づく「処分等の」求めに係る通知である。そうすると、これらの文書は、本件請求に係る行政文書と認められる

ことから、実施機関は、これらの行政文書について、開示決定等をすべきである。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

よって、実施機関は、別表に掲げる行政文書について、開示決定等をすべきである。実施機関のその余の決定は、妥当である。

6 附言

本件請求に係る行政文書の特定に関し、審査請求人及び実施機関の認識が相違していることから、実施機関においては、行政文書開示請求の趣旨を的確に把握するなど、適切に制度を運営するよう努められたい。なお、審査請求人においても、実施機関が的確に当該文書を特定できるよう協力が望ましい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 4月15日	諮問書の受付
令和3年 9月28日	審議
令和3年10月29日	審議
令和3年11月26日	審議
令和3年12月20日	審議
令和4年 1月28日	審議
令和4年 2月25日	審議
令和4年 3月23日	審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月30日	審議
令和4年 6月27日	審議

別表

番号	行政文書の件名
1	組織改編等に伴う関係訓令の整備について（平成22年4月1日付け本部訓令第5号）
2	組織改編等に伴う関係訓令の一括整備について（平成23年4月1日付け本部訓令第8号）
3	組織改編等に伴う関係訓令の一括整備について（平成24年4月1日付け本部訓令第4号）
4	ファクシミリ送信許可手続き等の合理化に伴う文書訓令の一部改正について（同年7月1日付け本部訓令第11号）
5	当直時間帯に到達した文書の取扱いに係る文書訓令の一部改正について（平成25年6月11日付け本部訓令第11号）
6	千葉県警察の文書に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について（平成26年4月1日付け本部訓令第11号）
7	千葉県警察の文書に関する訓令の一部を改正する訓令について（平成28年1月1日付け本部訓令第17号）
8	行政不服審査法の改正に伴う関係訓令の整備について（同年5月12日付け訓令第20号）
9	千葉県警察の文書に関する訓令の一部改正について（同年10月6日付け本部訓令第27号）
10	国外犯罪被害弔意金等の支給に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備について（同年11月30日付け本部訓令第29号）
11	千葉県警察の文書に関する訓令の一部改正について（平成30年4月1日付け本部訓令第2号）
12	平成30年度組織改編等に伴う関係訓令の整備に関する訓令（同日付け本部訓令第7号）
13	千葉県警察の文書に関する訓令の一部を改正する訓令について（令和元年8月2日付け本部訓令第6号）
14	令和2年度組織改編等に伴う関係訓令の整備に関する訓令（令和2年4月1日付け本部訓令第14号）

15	千葉県警察の文書に関する訓令の一部改正について（同年9月23日付け本部訓令第25号）
16	組織改編等に伴う関係例規通達の一括整備について（平成22年3月31日付け例規（警）第12号）
17	千葉県警察の文書に関する訓令の運用についての一部改正について（平成28年10月6日付け例規（情管）第43号）
18	千葉県警察の文書に関する訓令の運用についての一部改正について（平成30年3月16日付け例規（警）第4号）
19	行政手続法及び千葉県行政手続法の一部改正について（通達）（平成27年3月30日付け警発第584号）

（参考）

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

（五十音順）